

## 豊川市市民活動広報リポーター設置要綱

### (設置)

第1条 市民が豊川市ボランティア・市民活動センター条例（平成23年豊川市条例第23号）第2条第1号に規定するボランティア・市民活動（以下「ボランティア・市民活動」という。）を取材し、及び作成した広報原稿を、市が活用してSNS、広報誌等で発信することにより、市民との協働によるボランティア・市民活動の広報活動の推進を図るため、豊川市市民活動広報リポーター（以下「市民リポーター」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 市民リポーターの職務は、市が指定するボランティア・市民活動（以下「指定ボランティア・市民活動」という。）を取材し、市がSNS、広報誌等で発信するための広報原稿を作成するものとする。

### (資格)

第3条 市民サポーターは、ボランティア・市民活動に関心及び積極的に協力する意志があり、市内で行われるボランティア・市民活動を取材できる満15歳以上の者とする。ただし、中学生は除くものとする。

### (募集)

第4条 市民リポーターの募集は、公募によるものとする。

### (応募及び登録)

第5条 市民リポーターに応募しようとする者は、市長の指定する方法により、応募の手続きをしなければならない。

2 市長は、前項の応募の手続きがあったときは、当該応募の手続きをした者を市民リポーターとして登録するものとする。

### (原稿の提出)

第6条 市民リポーターは、指定ボランティア・市民活動を取材したときは、その内容を取材した日から2週間以内に豊川市市民活動広報リポーター取材原稿用紙（別記様式。以下「原稿」という。）により市長に提出するものとする

(原稿の著作権等)

第7条 原稿の著作権は、市に帰属するものとし、必要に応じ、原稿の内容を追加、訂正等し、及びSNS、広報誌等に掲載することができるものとする。

(謝礼)

第8条 市長は、市民リポーターが年度末までに原稿を3回以上提出した場合において、SNS、広報誌等で発信するための広報原稿として適当と認めるときは、当該市民リポーターに予算の範囲内において謝礼を支給するものとする。

2 前項の謝礼は、SNS、広報誌等で発信するための広報原稿として適当と認めるものの提出回数の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 3回以上6回未満 クオカード500円分

(2) 6回以上 クオカード1,000円分

(職務の費用)

第9条 市民リポーターの職務遂行に要する費用は、市民リポーターの負担とする。

(禁止行為)

第10条 市民リポーターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令等に反する行為

(3) 他の市民サポーター又は第三者を誹謗中傷する行為

(4) 市民リポーターの運営を妨害する行為

(5) その他市民リポーターとしてふさわしくないと認める行為

(登録の取消し)

第11条 市長は、市民リポーターに応募した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民リポーターの登録を取り消すことができる。

(1) 辞退の申出があったとき。

(2) 虚偽の応募その他不正の手段により市民リポーターの登録を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

(庶務)

第12条 市民リポーターに関する庶務は、市民協働国際課において処理するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民リポーターの設置及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

豊川市市民活動広報リポーター取材原稿用紙

年 月 日

豊川市長 殿

住 所  
申請者  
氏 名

下記のとおりボランティア・市民活動の取材原稿を提出します。

記

期 日
会 場
イベント名
画 像
コメント

※取材日の2週間以内に原稿を提出してください。

※原稿用紙と一緒に画像データも提出してください。

# 記入例

様式第1号（第6条関係）

豊川市市民活動広報リポーター取材原稿用紙

平成31年 8月10日

豊川市長 殿

住 所 豊川市諏訪1丁目1番地  
申請者

氏 名 豊川 花子

下記のとおりボランティア・市民活動の取材原稿を提出します。

記

期 日	平成31年8月3日
会 場	諏訪公園
イベント名	おいでん横丁～めぐりあい☆すわ～
画 像	
コメント	<p>8月3日（金）「第9回おいでん横丁～めぐりあい☆すわ～」が開催されました。諏訪連区は町内会のブースとして、わたがし、ポップコーン、ヨーヨー釣りなどの屋台を出店。ブースに訪れた人々に町内会加入啓発のため、ポケットティッシュや花の種、風船などの物品も配布し、町内会活動のPRを行いました。</p>

※取材日の2週間以内に原稿を提出してください。

※原稿用紙と一緒に画像データも提出してください。